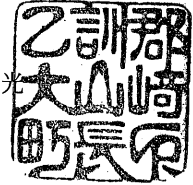


有限会社おとくに福祉研究所  
きょうと福祉倶楽部  
管理者 有田 和生 様

大山崎町長 前川 光



町在宅高齢者等給食サービス事業の運用に係る御質問について

令和 2 年 8 月 2 8 日に提出のあった標題のことについて、下記のとおり回答します。

記

質問事項 1 貴町の要領では対象者への給食配食は「要項」第 3 条で 4 項目の条件を満たすものを対象とするとしています。しかしながら実際の運用で介護保険による介護サービスを利用した日には利用させないという運用がなされています。  
それは要項に示す対象者からは導き出せません。  
そのような運用をする根拠をお示し下さい。

回 答) 本事業の利用の要否は、要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、決定いたします。

町在宅高齢者等給食サービス事業実施要綱では、貴事業者のご指摘のとおり、第 3 条に於いて、(1) 町内に住所を有する住宅の者であること、(2) 要介護認定を受けていること、(3) 対象者が自身で摂食可能であること、(4) ケアマネジメントの結果、事業の利用が必要と認められていること、これら (1) から (4) の全てに該当する者が対象者とするを規定しています。

次に、対象者要件を満たした申請者(事業希望利用者)から提出のあった書類(給食サービス事業利用申請書、居宅介護サービス計画書の写し)を踏まえ、申請者の実態を調査し、利用の要否を決定することを、第 6 条第 1 項において規定しています。

以上を踏まえ、先日窓口にて申請いただいた際の添付書類である居宅介護サービス計画書(写し)を確認したところ、サービス内容に“食事の介助”が位置づけられていたことから、その際に、安否確認がなされているものと判断した次第であります。

質問事項 2 貴町担当者は重度の障がいを持つ高齢者が「細切れ」介護保険サービスでは見守りが不完全と理解しながら、給食サービスは対象とならないと発言しています。  
貴町の「要項」からその解釈を導き出すならば該当する文書を示して下さい。

回 答) 当該サービスは、全ての見守りを補完するものではありません。

当該サービスは、全ての見守りを補完するものではなく、最低 1 日 1 回は、誰かの目が入る(見守る)ことを想定し、配食を手段として組み立てた内容であります。

一日を過ごすに当たり、当該サービスでの見守り内容に不安がある方につきましては、別の見守り施策(みまもりホットライン事業)のご検討もお話させていただいております。

質問事項3 8月24日に行った貴町との「話し合い」のなかでは毎日配置されている福祉サービスを根拠に「利用出来ない」としていました。この利用制限の理解は貴町職員から説明を受けている多くの貴町内のケアマネージャーの理解でもあります。  
要項から導けないこれまでの貴町の説明に問題はありませんか？  
問題がないとするならあらためてその説明の合理性をご教示下さい。

回 答) 質問事項1の回答に準じます。

8月27日に係る協議を指しているものと認識しておりますが、単に福祉サービスを受けているだけでの判断ではなく、提出いただいた居宅介護サービス計画書(写し)を鑑みたものであります。

質問事項4 前項の貴町の説明があつたにもかかわらず一転、8月28日には第3条3項を根拠に「利用出来ない」と貴町は見解を変えました。その根拠は申請者の主治医意見書と認定調査とお答えになりました。  
しかし、利用を希望とする方は自力で会話は可能です。  
また見守りは必要でも自力で食事の摂取は可能です。  
であるにもかかわらず、事業対象ではないとするのであれば、その根拠を明確にお示し下さい。実態を見ないで医師意見書、認定調査で判断に足りるとする根拠もお示し下さい。

回 答) 職員の対応に不備があつたことを、お詫び申し上げます。

当該サービス事業に係る要否については、質問事項1の回答のとおり、本要綱第6条第1項に基づき決定いたします。その際、申請者から提出のあつた書類のほか、直近の要介護度認定に必要とした「医師意見書」及び「調査員による認定調査票」を参考とします。

しかしながら、今回の申請者さまにつきましては、退院しているにもかかわらず、所管職員が、直近(令和2年7月27日)の入院先医療機関にて実施した認定調査票等の内容にて対応したことを確認いたしました。失礼いたしました。

質問事項5 貴町担当者は当方が示した長岡京市の例を確認したとしています。  
そして、長岡京市とは考え方が違うと述べています。  
しかし同じ根拠法令を元に作られた事業であるにもかかわらず、長岡京市とは違うという発言には説得力がありません。  
長岡京市も貴町も見守り目的で制度設計され、根拠法令も同じ。なぜ長岡京市でできる事が大山崎町ではできないか根拠法令のどのような解釈から導かれるのかお示しください。

回 答) 根拠とする法令が同じであっても、自治体が制度の設計過程において、財政(状況)、人口構造、社会資源の有無、地域が抱えるニーズ等を鑑みたうえで、住民サービスとして実施に至ることから、他自治体と同じでない場合があります。

「町在宅高齢者等給食サービス事業」は、昨年7月まで町社会福祉協議会に委託して運用していましたが、諸事情により同協議会への委託を取りやめ、同年8月からは内容を見直しての運用を図っております。

当時本町において介護予防の一環である日常生活・総合支援事業のサービス(資源)が極端に少ないことから、当該事業を鑑みた見直しを行った次第であります。したがって、長岡京市が運用されている同様事業に係る利用対象者においては世帯条件の規定がありますが、本町事業では設定しておりません。

何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。